

第2節

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に係る施策

1. 国際協力等の推進

(1) 国際協力の基本的な方針

我が国は、国際社会の一員として、障害のある人に対する各施策分野において、我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に努める必要がある。障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたっているが、我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術・経験などを政府開発援助（ODA）や民間援助団体（NGO）の活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てることは、極めて有効であり、かつ、重要である。平成15年8月に改定された「政府開発援助大綱」においては、政府開発援助の基本方針の一つとして公平性の確保を掲げ、ODA政策の立案及び実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしている。また、17年2月に策定された「政府開発援助に関する中期政策」においても、社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保に言及している。障害者施策の各分野においては、援助を行うに当たり、援助対象国の実態や要請内容を十分把握し、その国の文化を尊重しながら要請に柔軟に対応することが大切である。このため、我が国は、密接な政策対話を通じ、援助対象国と我が国の双方が納得いく援助を行うよう努めている。また、NGOとの連携強化や草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力等の活用、青年海外協力隊の派遣など開発途上国の草の根レベルに直接届く協力も行っており、現地の様々なニーズにきめ細かく対応してい

る。

(2) 有償資金協力

有償資金協力では、鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。平成23年度においても、8件の障害者配慮に関連した事業計画への援助を決定した。

(3) 無償資金協力

無償資金協力では、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設の整備、移動用ミニバスの供与等、毎年多くの協力を行っている。平成23年度においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、39件の障害者関連援助を、NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。

(4) 技術協力

技術協力の分野では、開発途上国の障害者支援に携わる組織・人材の能力向上を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて研修員の受入れや専門家及び青年海外協力隊の派遣など幅広い協力を行っている。平成23年度には障害者スポーツリーダー育成コースをはじめ20の研修コースを本邦において実施し、研修員183人を受け入れたほか、専門家76人、養護教員・理学療法士・作業療法士等の青年海外協力隊員65人の派遣などを行った。

技術協力プロジェクトでは、アジア太平洋地域の障害者のエンパワーメントとバリアフリー社会の促進を目的とする広域プロジェクト「アジア太平洋障害者センター（APCD）プロジェクト」（タイ・バンコク）を平成14年度より5年間実施し、引き続き19年度より同プロジェクトのフェーズ2（5年間）を開始した。同センターでは、域内の障害関連人

材の育成事業（障害者自立生活、障害当事者団体の運営・強化、CBR（地域に根ざしたリハビリテーション）、障害者のための情報技術（ICT）等）、情報支援事業（情報集積、ホームページ（<http://www.apcdfoundation.org>）による発信事業等）、地域内の関係機関の連携促進といった活動を実施している。

また、平成20年度に開始されたミャンマー「社会福祉行政官育成（ろう者の社会参加促進）プロジェクト（3年間）」については、引き続き平成23年度より同プロジェクトのフェーズ2（3年間）を開始し、フェーズ1で培った手話指導技術を基礎に手話指導者の指導能力向上を目指している。

そのほか、障害者の社会参加の促進を目指す事業として、平成21年度よりマレーシア「障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（3年間）」等を実施中であり、平成18年度に開始したコスタリカ「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト（5年間）」、及び平成20年度に開始したパキスタン「障害者社会参加促進プロジェクト（3年間）」については、所定の成果を達成し平成23年度中にそれぞれ終了した。

地方公共団体においても、スポーツ大会を通じた障害者間の交流や障害者福祉関係者への招へい等について自主的な取組がみられる。

開発途上国における我が国のNGOの活動も近年活発化しており、NGOによる草の根の援助は現地のニーズにきめ細かく対応することが可能であることから、大きな効果を得ている。政府は、NGOとの連携強化に努めており、NGO支援として、平成23年度には日本NGO連携無償資金協力により、11件の障害者支援関連事業を実施した。援助対象国に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国際機関を通じた協力も行っている。昭和

63年度から国連障害者基金に対して継続的な拠出を行っており、23年度には約3万ドルを拠出した。さらに、アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に対し、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、平成23年度には約8.5万ドルの支援を行った。

■ 図表1-49 技術協力の状況（平成23年度）

(1) 本邦研修

(単位：人数)

2011年度実施研修員受入れコース	183
地域活動としての知的障害者支援	6
障害者リーダーシップ育成とネットワーキング	7
障害者スポーツリーダーの養成	9
障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現	9
障害者の支援付き就労に関する制度の理解と視察	2
障害者の総合リハビリテーションと社会参加	8
日本における障害者支援つき就労への取り組みと実際	8
聾者のための指導者～当事者団体強化～	9
地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント	4
中南米地域 障害者自立生活	9
南米地域 特別支援教育	9
中東地域 CBR 事業促進Ⅱ	6
アジア地域 特別支援教育	6
中央アジア地域 障害者のメインストーリーミング及びエンパワメント促進	9
アフリカ地域 障害者地域メインストーリーミング研修	16
アフリカ地域 障害者地域メインストーリーミング研修 (B)	10
シリア 障害者支援国別研修	11
マレーシア 障害者支援制度コース	17
中央アジア・コーカサス混成 障害者支援制度コース	11
タイ 障害者支援制度コース	17

(注) 課題別研修、国別研修及び青年研修の受入人数(前年度からの継続人数を含む)

(2) ボランティア

(単位：人数)

青年海外協力隊	65
内訳	
養護	12
理学療法士	20
作業療法士	18
鍼灸マッサージ師	1
ソーシャルワーカー	11
言語聴覚士	2
義肢装具士・製作	1
シニア海外ボランティア	6
内訳	
養護	4
理学療法士	0
作業療法士	1
鍼灸マッサージ師	0
ソーシャルワーカー	1
言語聴覚士	0
義肢装具士・製作	0
日系社会青年ボランティア	1
内訳	
養護	0
作業療法士	0
ソーシャルワーカー	1
日系社会シニア・ボランティア	6
内訳	
養護	0
作業療法士	0
ソーシャルワーカー	6

(注) 養護、理学療法士、作業療法士、鍼灸マッサージ師、ソーシャルワーカー、義肢装具士、言語聴覚士の7職種を障害者支援関連職種とし、新規派遣人数を計上。

(3) 技術協力プロジェクト

事業名	区分	専門家派遣 (人)	研修員受入 (人)	機材供与 (百万円)
エクアドル 社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト		2	0	0
ベトナム 南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト		5	12	2.846
ボリビア 特別支援教育教員養成プロジェクト		1	11	3.843
ルワンダ 障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練及び就労支援		3	0	0
中国 中西部地区リハビリテーション人材養成		13	16	0
タイ アジア太平洋障害者センタープロジェクト (フェーズ2)		5	2	0
コスタリカ ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト		12	5	6.318
コロンビア 地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化		6	8	7.876
ミャンマー 社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズ2		1	10	0
ミャンマー リハビリテーション強化		6	8	21.102
フィリピン 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成		3	0	0
パキスタン 障害者社会参加促進プロジェクト		2	0	0
マレーシア 障害者の社会参加支援サービスプロジェクト		4	19	0
ボリビア 全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト フェーズ2		1	0	3.506
ヨルダン (個別長期専門家) 地域リハビリテーション		1	0	0
ヨルダン (個別長期専門家) 障害者問題アドバイザー		1	0	0

ウズベキスタン（個別長期専門家） 障害者支援	1	0	0
タイ（科学技術研究員） 障害者のリハビリテーションにおける動作分析装置開発	9	0	0

（注）前年度からの継続による専門家派遣・研修員受入人数を含む。専門家派遣については第三国人材の派遣及びコンサルタント契約による専門家人数を除く。また、研修員受け入れについては協力相手国内もしくは第三国で実施された研修コース分を除く。

■ 図表1-50 日本 NGO 連携無償資金協力（平成23年度 障害者支援関連事業）

（単位：円）

対象国	契約金額	内容
ミャンマー	53,479,334	ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業
	38,841,220	ミャンマー視覚障害者自立支援事業（第2期）
ラオス	38,024,449	障害者のためのバリアフリー環境促進及び就労支援事業
	14,813,427	ラオス障害者就労支援事業
	32,025,137	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第2期）
ベトナム	880,928	タイグエン省及びホアビン省の赤十字支部に対する中古障害児用車椅子供与計画
カンボジア	897,737	リハビリテーションセンター11ヶ所に対する障害児用中古車椅子供与計画
モンゴル	19,221,981	ホブド県を中心とする西部地域への保健医療支援：口腔疾患分野の医療体制整備と医療者の育成
フィリピン	801,180	マニラ近郊の障害児支援施設に対する障害児用中古車椅子供与計画
エチオピア	1,419,294	バハルダール市のチェシヤ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画
タジキスタン	49,782,595	ハترون州及び政府直轄地域（西部4地区）における車いす製造・配付強化およびピッサール国立障害児寄宿舎学校施設修繕事業

2. 障害者問題に関する国際的な取組への参加

（1）障害者権利条約

国連においては、平成13年12月、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会を設置する決議が採択されるに至った。この決議を受けて、14年7月から8月にかけて、同委員会第1回会合がニューヨーク国連本部において開催され、その後、18年8月の第8回会合まで計8回の会合が行われた。

その結果、障害者権利条約は、平成18年12月、第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択され、19年3月30日から署名のために開放された。本条約は、20年5月3日に発

効した。24年3月31日現在、締約国数は111か国となっている。我が国は19年9月、この条約に署名し、現在、早期締結を目指しているところ。

この条約は、① 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、



障害者権利条約への署名（平成19年9月28日）